

公益財団法人 介護労働安定センター沖縄支部
令和7年度喀痰吸引等研修(第一号研修及び第二号研修)募集要項

1. 研修機関

公益財団法人介護労働安定センター沖縄支部

2. 研修課程

(1) 第一号研修

不特定多数を対象とする課程で、履修する医行為の範囲は次の通り。

① たんの吸引(口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内)

※口腔内、鼻腔内については咽頭の手前までを限度とします。

② 経管栄養(胃ろうまたは腸ろう・経鼻経管栄養)

※胃ろう又は腸ろうの状態確認、経管栄養のチューブの挿入状態の確認は、看護職員が行います。

※胃ろうまたは腸ろうの経管栄養は、原則半固形栄養剤を含みません。希望の方はご相談ください。

(2) 第二号研修

不特定多数を対象とする課程で、履修する医行為は以下のいずれか、もしくは以下の範囲内における任意による組合せによるものとします。

① たんの吸引(口腔内) ※ 咽頭の手前までを限度とします。

② たんの吸引(鼻腔内) ※ 咽頭の手前までを限度とします。

③ たんの吸引(気管カニューレ内)

④ 経管栄養(胃ろうまたは腸ろう)※状態確認は、看護職員が行います。

※胃ろうまたは腸ろうの経管栄養は、半固形栄養剤を含みません。希望の方はご相談ください。

⑤ 経管栄養(経鼻経管栄養)※経管栄養チューブの挿入状態の確認は、看護職員が行います。

(3) 履修免除コース

① 実務者研修(医療的ケア)を修了した方で、(特定の行為の)実地研修の修了を希望する方。

② 過去に喀痰吸引等研修の基本研修(講義・演習)を修了したが、行為が必要なご利用者がいない等の理由で実地研修を行えなかった方で、(特定の行為の)実地研修修了を希望する方。

(4) 特定行為の追加コース

過去に喀痰吸引等研修(第二号研修)を修了している方で、修了していない特定行為について追加で修了を希望する方。

3. カリキュラム及び研修期間

(1) 基本研修(講義)

〔別紙1〕カリキュラムのとおり

(2) 基本研修(演習)

〔別紙1〕カリキュラムのとおり

※ 基本研修(講義)をすべて受講後、筆記試験に合格した者が演習に参加できます。

(3) 実地研修

基本研修(演習)の評価判定に合格後、各勤務先施設等で実地研修を実施します。

(4) 研修期間

基本研修(講義) : 令和7年7月19日から令和7年9月27日までの10日間

基本研修(演習) : 令和7年10月4・11・18・25日 のうち1日間

実地研修 : 基本研修(演習)合格後から令和8年2月28日まで

※ [別紙2] 詳細は日程表をご確認ください。

4. 募集期間

令和7年5月12日(月)から令和7年7月4日(金)

5. 研修会場

基本研修(講義) 泊ふ頭旅客ターミナルビル地下1階研修室

基本研修(演習) 泊ふ頭旅客ターミナルビル地下1階研修室

実地研修 一定の要件を満たした実地研修機関(受講者自らが所属する法人の施設等)

6. 募集定員

20名

7. 受講資格

- ① 沖縄県に住所がある者、または沖縄県に所在する施設及び事業所に就業している者。
- ② 実地研修の行為が必要な利用者が、受講者が所属する施設及び事業所に入所または利用していること。
- ③ 実地研修開始までに、実地研修の指導看護師が実地研修を実施する施設及び事業所に所属しており、受講者の指導及び公正な評価ができること。
- ④ 所属している施設及び事業所が登録特定行為事業者として登録申請しているか、登録特定行為事業者もしくは登録喀痰吸引等事業者として登録申請を行う予定であること。
- ⑤ 免除以外の全課程出席可能であること。(補講はありません)

¹⁾指導看護師とは、医師、保健師、助産師、看護師のいずれかで、「指導看護師研修」もしくは「医療的ケア教員講習会」を修了している者。

8. 申込みに必要な書類

全ての受講希望者は、以下の書類が必要です。

- ・ [様式1-1] 受講申込書または [様式1-2] 受講申込書(特定行為の追加コース申込者のみ)
- ・ [様式2] 喀痰吸引等研修 推薦状
- ・ [様式3] 指導看護師調書及び承諾書
- ・ 指導看護師の保有資格証 [写] (看護師・保健師・助産師・医師の資格証)
- ・ 指導看護師の指導者養成講習修了書 [写] もしくは医療的ケア教員講習会修了書 [写]
- ・ [様式4] 実地研修に係る確認シート

- ・〔様式5〕 実地研修実施機関承諾書

※(3)「履修免除コース」にお申込みの方は、次の書類も必要です。

- ・実務者研修修了証明書〔写〕または、喀痰吸引等研修の基本研修(講義・演習)修了証〔写〕
- ・介護福祉士登録証〔写〕(所持している方のみ)

※(4)「特定行為の追加コース」にお申込みの方は、次の書類も必要です。

- ・喀痰吸引等研修(第二号)修了証の写し

9. 申込方法

次の住所に郵便等にて提出してください。

申込書等の提出先

〒900-0016

沖縄県那覇市前島3丁目25-5 とまりんアネックスビル1階

「公益財団法人介護労働安定センター沖縄支部 喀痰吸引等研修担当者」宛て

TEL 098-869-5617 FAX 098-869-5618

10. 申込手続きの完了

提出された書類を確認後、センターよりお電話にて受付番号をお伝えしますので、振込金額をご確認のうえ、1週間以内に当センター指定口座に振込によりご送金ください。当センターがご入金を確認させて頂いた時点で申込手続きの完了となります。やむを得ず申込みを辞退される場合は、速やかにご連絡ください。

正当な理由なく、指定された期間を過ぎても入金が確認できない場合は、お申込みを取り消す場合があります。

11. 受講料等

(1) 第一号研修及び第二号研修	100,000円
(2) 履修免除コース	35,000円
(3) 特定行為の追加コース	35,000円
(4) テキスト代	2,420円

※1 すべて税込価格になります。

※2 実地研修における損害賠償保険料は当センターで負担します。

※3 テキスト：中央法規出版発行『改訂 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト』

12. 保険の加入について

実地研修における事故などに関する損害賠償については、当センターが損害賠償保険に加入しますので、別途加入の必要はありません。

13. 講習実施の中止

応募者が定員に満たない等の理由により、研修を中止することがあります。

1 4.受講料等の返還

- (1) 一旦納付された受講料は、開講決定日(講習開始日から起算して14日前(当該日が土・日・祝日の場合は、それ以前の営業日))以降は、原則返還しません。
- (2) 応募者が定員に満たない等、当センターの事由にて研修を中止する場合は、納付された受講料等は全額返還します。

1 5.遅刻・早退・欠席等による補講の取扱い

- ・講義・演習に関し、遅刻・早退・欠席があった場合には、当該科目の修了は認めないものとし、当センターがやむを得ない事由と判断した場合は、補講を受講していただきます。
- ・遅刻、早退、欠席者の補講にかかる補講料は1時間あたり8,000円(税込)です。
- ・筆記試験不合格者の補講にかかる補講料は、12,000円(税込)です。(1.5時間要します)
- ・再試験に係る費用は1回あたり1,500円(税込)です。
- ・演習にかかる補講は、各医行為に合格できなかった場合に実施し、補講料は1時間あたり8,000円(税込)です。

1 6.受講科目履修免除の取扱い

(1)履修免除コース

実務者研修(医療的ケア)修了者は、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)」(平成23年11月11日社援発1111第1号社会・援護局長通知)第52.(4)に基づく。

ただし、当センターが指定する科目を受講する必要があります。

(2)特定行為の追加コース

免除の範囲は基本研修及び既に修了している行為の実地研修。

ただし、当センターが指定する科目を受講する必要があります。

1 7.修了証明書

研修の全課程を修了した受講者に対し、修了証明書を交付します。

1 8.個人情報の取扱い

(1)基本的事項

個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行います。

(2)目的外利用・提供の禁止

提供していただいた個人情報について、当センターのプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、当該研修に係る選考結果通知、受講手続き、研修の実施と運用及び当センターの事業活動に関する情報提供のみに使用し、ご本人の承諾なしに研修の実施に際して知り得た個人情報を目的以外のために利用及び第三者に提供しません。

(3)複写・複製の禁止

受講者の承諾がある場合を除き、本受講者から研修のために渡された個人情報が記載された資料等を複写、又は複製しません。

(4) 秘密の保持

研修に携わる者は、研修実施に際して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならないものとし、また、業務を廃止した後、又はその業務に従事しなくなった場合においても、同様の取扱いとします。

19. 実地研修の実施について

- 実地研修は、受講者自らが所属する法人の施設等において実施していただきます。
- 実地研修先においては、「〔別紙3〕実地研修施設の基準」に記載される要件を満たす必要があります。勤務する事業所において、実地研修に先立ち実地研修の実施のための体制整備を行ってください。
- 実地研修先において指導をする医師、看護師、保健師又は助産師(以下「看護師等」という。)は、原則としてその実地研修先に勤務する看護師等とします。
- 指導にあたる予定の看護師等は、実地研修開始までに「喀痰吸引等研修事業実施のための指導者養成講習」もしくは「医療的ケア教員講習会」を修了している必要があります。

〔お問合せ先〕	公益財団法人介護労働安定センター沖縄支部 (担当者：原田)
	〒900-0016 沖縄県那覇市前島3丁目25-5 とまりんアネックスビル1階
	TEL:098-869-5617
	FAX:098-869-5618
	URL: http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/okinawa